

# 特記仕様書

旭川市農政部農林整備課

2007/4/13

## 仕様項目

**共通の部分については旭川市農林整備課工事係HPまたは、契約課で閲覧すること。**

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nourinseibi/index.html>

1 総則 (共通)	記載ページ	6 工事現場説明書	記載ページ
(1) 総則	2,3		
(2) 一般	4～6	<input type="checkbox"/> 工事現場説明書	33
(3) 建設機械に係る特記事項	7,8	7 様式(共通)	
(4) 建退共に係る特記事項	9	様式1 工事旬報	34
(5) 休日の作業に係る特記事項	9	様式2 工事月報	35
(6) 過積載防止の取り組みについて	9	様式3 工事施工協議簿	36
(7) 建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)	11	様式4 地域住民対策チェックシート	37
(8) 工事カルテ(CORINS)	11	様式5 地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書	38
2 使用材料(選択)		様式6 境界杭地先立会簿	39,40
<input type="checkbox"/> (1) 生コンクリート	12	様式7 段階確認願	41,42
<input type="checkbox"/> (2) 区画線	12	様式8 排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	43
<input type="checkbox"/> (3) アスファルトコンクリート	12	様式9 使用機械一覧	44
<input type="checkbox"/> (4) 再生骨材	13,14	様式10 施工体制台帳	45
<input type="checkbox"/> (5) 客土	15	様式11 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	46
<input type="checkbox"/> (6) 植樹保険	15	様式12 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	47
<input type="checkbox"/> (7) 枯損樹木の植え替え	15	様式13 「建退共」共済証紙の配布状況調査表(元請用)	48
3 施工条件(共通)		様式14 「建退共」共済証紙の配布状況調査表(下請用)	49
(1) 公衆安全対策上必要な施工条件	16,17	様式15 「建退共」共済証紙の配布状況調査表(再下請用)	50
(2) 建設廃棄物関係	18～22	様式16 休日作業の承認願	51
4 施工条件(選択)		様式17 「ほくでん」送電線に関わる協議	52
<input type="checkbox"/> (1) 本工事を施工するための条件	23,24	様式18 交通誘導員配置時間集計表	53,54
<input type="checkbox"/> (2) 安全対策関係	25	様式19 交通誘導員配置集計表	55,56
<input type="checkbox"/> (3) 的確な施工(工程)を確保するために必要な施工条件	26		
<input type="checkbox"/> (4) 的確な施工(品質)を確保するために必要な施工条件	27		
<input type="checkbox"/> (5) 工事支障物件等	28,29	< 参考資料 > (共通)	
4 交通誘導員		<input type="checkbox"/> (1) 植生工について	57～62
<input type="checkbox"/> (1) 交通誘導員について	30,31		
5 その他			
<input type="checkbox"/> その他	32		

## 1 - (1) 総 則

- ア 本仕様書は旭川市が発注する土地改良事業等農業土木工事に適用する。
- イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。
- ウ 本工事の施工管理に関する要約は、社団法人 北海道農業土木協会発行「農業土木工事施工管理基準」の施工管理要約一覧表によること。
- エ 本仕様書及び「公示用設計図書」に記載されていない事項については、社団法人 北海道農業土木協会発行「農業土木工事共通仕様書」に基づき実施するものとする。
- オ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。
- カ 各様式は旭川市農政部農林整備課のホームページによりダウンロードして使用すること。

注1  
農業土木工事共通仕様書の読み替え

第1節総則 平成19年度 農業土木工事共通仕様書に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。

ページ	行	農業土木共通仕様書	旭川市建設工事請負契約約款
6	31	第30条、第36条、第37条	第31条、第37条、第38条
6	33	第30条第2項	第31条第2項
7	19	第17条第1項	第18条第1項
8	35	第8条第2項	第9条第2項
9	7	第8条	第9条
11	3	第19条	第20条
11	21	第14条第7項、第16条第2項、第17条第5項、第18条、第19条第3項、第20条及び第39条第2項	第15条第7項、第17条第2項、第18条第4項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項
11	25	第17条第5項及び第18条	第18条第4項及び第19条
11	29	第19条	第20条
11	33	第20条	第21条
11	37	第21条第1項	第22条第1項
12	3	14条第8項	15条第8項
12	11	14条第9項	15条第9項
13	11	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項もしくは同条第2項	第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項
13	12	第16条及び第30条	第17条及び第31条
14	3	第30条	第31条
14	7	第16条第1項	第17条第1項
14	18	第36条	第37条
14	19	第37条	第38条
14	21	第36条	第37条
15	29	第10条	第11条
19	9	第27条	第28条
24	35	第28条	第29条
24	38	第28条第4項	第29条第4項
24	39	第25条	第26条
25	10	第7条	第8条

以下の記述を読み替える

ページ	行		
5	3	北海道農政部	旭川市
5	10	「北海道農政部請負工事監督要領	旭川市契約事務取扱規則・(旭川市建設工事(建築・設備)監督要領)
5	11	「北海道農政部請負工事検査要領	旭川市契約事務取扱規則

1 - (2) 一般

ア 工事標識は図 - 1のとおりとする。施工体系図, 建退共加入シール, 建設業の許可, 労災保険関係成立票を工事標識, 現場事務所もしくは現場内の見やすいところに掲示すること。

イ 工事旬報は10日ごと、工事月報は月1回提出すること。(様式-1、様式-2)

ウ 現場における安全を確認するため「地域住民対策チェックシート」を月1回提出すること。(様式 - 4 )

エ 技能士

次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてるものとする。

(作業例: 造園, 石材施工, 型枠施工, 鉄筋施工, 防水施工 等)

技能士は、工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。

作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可があれば省略することができる。

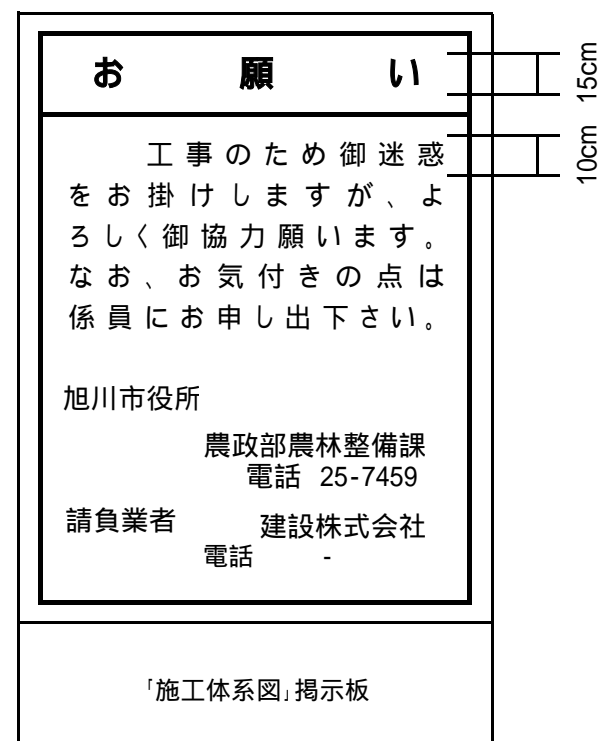
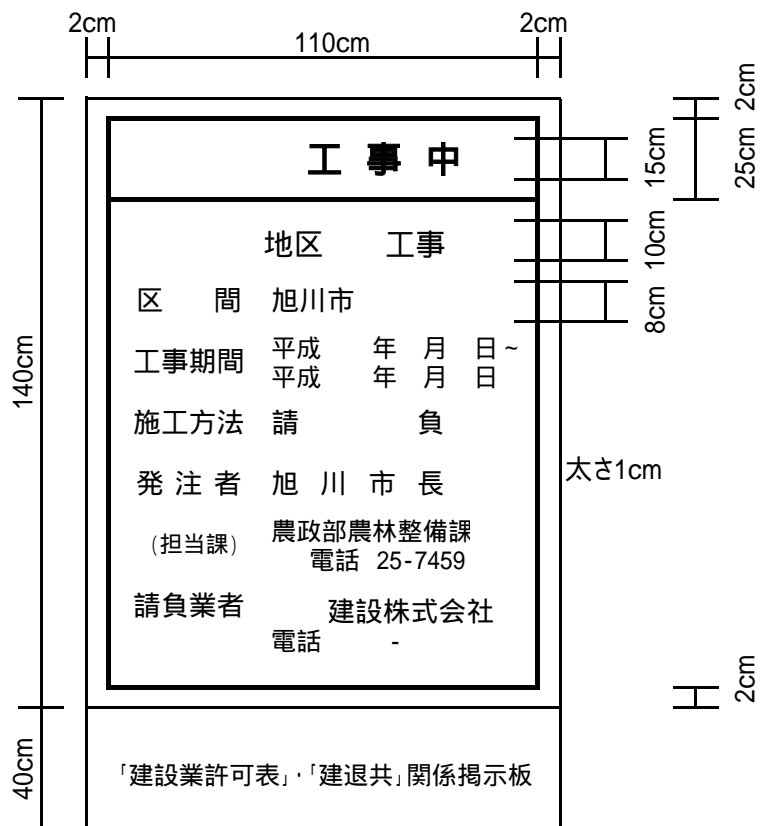
オ 本工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図の作成及び数量の算出)を行う場合がある。

カ 完了図は下記のとおり作成するものとする。

作成区間	施工区域内
記載内容	平面図、縦断図、定規図、各種詳細図を総括して作成

種類	数量	提出形式
B4縮小版	1部	第2原図
CADデータ(DXF等)	正・副 2部	CD-R(提出様式は工事完成図の電子納品要綱1-4参照のこと。)

図-1 工事標識



・材料は針葉樹の2等材又はこれと同等以上のものを充分乾燥したもので気温湿度の変化に耐えることができるものとし、その厚さは2.5cmとする。

・塗料は良質のペンキを2回塗るものとする。

・標識の「 工事中」、「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字・数字は青色とする。

・標識の 工事には、「排水路整備」、「環境整備」、「植栽」等を記入する。

・標識の区間には、契約書の工事場所を遺漏なく記載すること。

・**標識の工事期間には、土木工事等は実工期、公園工事等は契約工期とする。**

・標識の設置期間は現地測定の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。

キ 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と調整のうえ工事の地先に対して下記の調整業務を行うこととする。  
 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。

1	支障物件の調査確認 (様式-5)		
2	突出物件の確認	6	暗渠管等接続の確認 確認者のサインをとる
3	境界石の確認 (様式 - 6) 境界杭地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真又は確認者のサインをとる。	7	人・車の出入りに関し施工日の 2～3日前に地先に連絡すること 安全管理は万全に行うこと
4	家庭雑排水の接続 事業部サービス課給排水係と協議すること	8	その他必要な事項
5	出入口すりつけ		

ク 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿(様式-3)で行わなければならない。

ケ 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ段階確認願(様式-7)を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。

コ 境界杭は工事着手時、しゅん功時の写真を対比して確認できるように写真帳に添付すること。

(3) 建設機械に係る特記事項

- ア 本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については、不法無線局の機器を搭載した車両を使用しないこと。  
 請負者は電波法令を遵守し、大型トラックやダンパー等に搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること
- イ 本工事に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、低騒音型、低振動型建設機械指定に関する規定に基づき指定されている機械を極力使用することとし、工事現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

表1 騒音基準値

機 種	機械出力(kw)	騒音基準値(dB)	機 種	機械出力(kw)	騒音基準値(dB)	
ブルドーザー	P < 55	102	オールケーシング掘削機	P < 55	100	
	55 P < 103	105		55 P < 103	104	
	103 P	105		103 P < 206	105	
バックホウ	P < 55	99	アースドリル	206 P	107	
	55 P < 103	104		P < 55	100	
	103 P < 206	106		55 P < 103	104	
ドラグラインクラムシェル	206 P	106	さく岩機(コンクリートブレイカー)	103 P	107	
	P < 55	100		ロードローラー	P < 55	101
	55 P < 103	104		タイヤローラー	55 P	104
トラクターショベル	103 P < 206	107	振動ローラー	206 P	107	
	206 P	107		コンクリートポンプ(車)	P < 55	100
	P < 55	102		55 P < 103	103	
クローラクレーン	55 P < 103	103	コンクリートポンプ圧砕機	103 P	107	
	103 P < 206	107		P < 55	99	
	206 P	107		55 P < 103	103	
トラッククレーン	103 P < 206	107	アスファルトフィニッシャー	103 P < 206	106	
	206 P	107		206 P	107	
	P < 55	107		55 P < 103	105	
ホイールクレーン	P < 55	98	コンクリートカッター	103 P	107	
	55 P < 103	102		空気圧縮機	P < 55	101
	103 P	104		55 P	105	
パイプロハンマー	P < 55	100	発動発電機	P < 55	98	
	55 P < 103	104		55 P	102	
	103 P	107				
油圧式杭抜機	P < 55	98				
	55 P < 103	102				
	103 P	104				
油圧式鋼管圧入・引抜機	P < 55	100				
	55 P < 103	104				
	103 P	107				
油圧式杭圧入・引抜機	P < 55	100				
	55 P < 103	104				
	103 P	107				
アースオーガー	P < 55	100				
	55 P < 103	104				
	103 P	107				

表2 振動基準値

機 種	緒 元	騒音基準値(dB)	機 種	緒 元	騒音基準値(dB)
バイブロハンマー	最大起振力 245KN(25tf)以上 245KN(25tf)未満	70 65			
バックホウ	標準ハック容量 山積0.5(平積0.4) m3以上	55			

ウ 本工事において、農林水産省「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準(排出ガス対策建設機械指定一覧表)」で示す排出ガス対策型機械を使用すること。使用出来ない場合は排ガス浄化装置を装着した機械を使用する事で同等とみなす。ただし、リース会社に在庫が無い等の理由の場合は証明書を監督員に提出し、また、その他の理由による場合は理由書(様式-8)を監督員に提出すること。

エ 施工計画書には排出ガス対策型機械を使用するか、非排出ガス対策型機械を使用するか明記すること。(様式-9)

オ 排出ガス対策型機械を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw～260kw)を搭載した建設機械に限る
トラクタショベル	
ブルドーザ	
発動発電機(可搬式)	
空気圧縮機(可搬式)	
油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ヘ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機)	
ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー	
ホイールクレーン	

(4) 建退共に係る特記事項

建設業退職金共済制度に関する資料を下記のとおり提出すること。

ア 施工計画書と同時に提出するもの(施工計画とは別冊)

- (ア) 施工体制台帳 (様式 - 10 )
- (イ) 施工体系図(なお、現場事務所がある場合は、現場事務所及び工事標識に貼付すること。)(様式-12 )
- (ウ) 建設業退職金共済契約書の写し(下請け及び再下請も含む。)  
なお、中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書の写し
- (エ) 掛金収納書の写し(原本は契約課に提出)

イ 工事しゅん功時に提出するもの

- (ア) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(元請用)(様式 - 13 )
- (イ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(下請用)(様式 - 14)
- (ウ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(再下請用)(様式 - 15)

ウ 下請契約台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。  
なお、下請契約台帳の確認は、工事着手後に主任監督員 又は監督員が行う。

エ 「建退共」加入への案内ステッカーの掲示方法 (資料 - 1)

(5) 休日の作業に係る特記事項

休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式 - 16 )を監督員に提出し承認を得ること。

- (6) 過積載防止の取り組みについて、次の事項を遵守するものとする。
  - ・載積重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - ・さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - ・過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
  - ・取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 「建退共」表示板の掲示方法

現場事務所がある場合

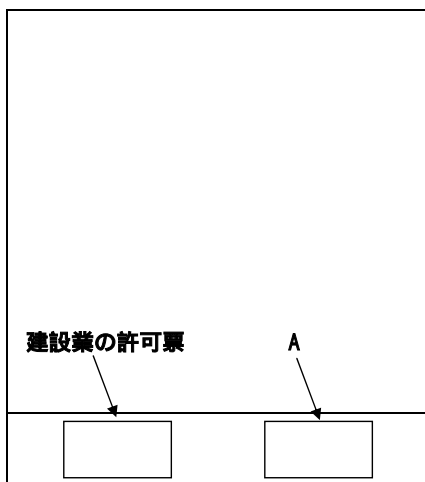
Aは、工事標識板の下に掲示する。

Bは、工事事務所の出入り口付近等の見やすい位置に掲示する。

表示看板Bの内容（規格B4版 257×364）

建設業退職金共済制度に  
加入されている皆様へ。

当事務所で建設業退職金共済制度の  
証紙を交付いたしますので申し出ください。



Aは、建退共が無料配布する  
A3版の黄色のシールです

Bは、市指定の標識です

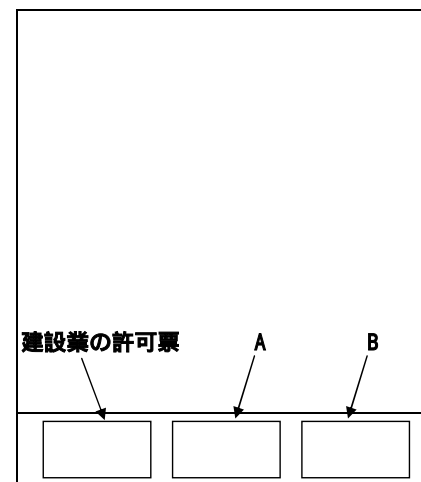
現場事務所がない場合

A、B 共に工事標識板の下に掲示する。

表示看板Bの内容（規格B4版 257×364）

建設業退職金共済制度に  
加入されている皆様へ。

建設業退職金共済制度の証紙を  
交付いたしますので申し出ください。



(7) 建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)の作成

当該工事は建設資材の搬入(又は指定副産物の搬出)量がリサイクル法で定められた一定規模以上であるので着工前に工事工程表と合わせて(CREDAS)のイ表及びロ表を提出すること。また、工事完成後、完成書類とともに再生資源利用[促進]実施書(出力様式及びフロッピーディスク)を提出すること。

なお、再生資源利用[促進]計画書及び実施書は、国土交通省リサイクルホームページよりダウンロードした入力システム(CREDAS 最新版)により、作成すること。

建設リサイクル法で定められた対象工事

工 事 の 種 類	対 象 規 模
建築物解体	床面積80㎡以上
建築物新築	床面積500㎡以上
修繕・模様替(リフォーム等)	請負相当額1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事)	請負相当額500万円以上

請負金額が500万円未満であっても参考として再生資源利用促進計画書および実施書を作成し提出すること。

(8) 工事カルテ(CORINS)の作成・登録について

建設業法第26条3項、建設業法令237号第27条により請負金額が500万円以上となる場合  
工事カルテの作成・登録を行うこと

2. 使用材料その他

(1) 生コンクリート

コンクリートの配合については、農業土木工事共通仕様書第2章第8節を参照する。

(2) 区画線

	使用区分	加熱式	常温式	熔融式
	破線			
	実線			
	ドット線			
	交差点マーク停止線			

施工計画書に数量及び図面等を記載すること。

(3) アスファルトコンクリート

ア新材

アスファルト合材の100㎡厚さ1cm当り使用材料のアスファルト、石粉の数量は、下記のとおりとする。

項目	舗装種別	細粒度As			細粒度ギャップAs		密粒度ギャップAs				粗粒度As	密粒度As	As安定処理		特殊軽舗装	
		車道	歩道	装甲路肩	保護路肩	車道 (ゴム入り)	車道 (ゴムなし)	装甲路肩	車道 (ゴム入り)	車道 (ゴムなし)			装甲路肩	車道		歩道
アスファルト量 (t)		0.198	0.151	0.189		0.156	0.136		0.156	0.136		0.125	0.141	0.099	0.092	0.094
石粉 (t)		0.338	0.168	0.323		0.265	0.230		0.265	0.230		0.082	0.240	0.046	0.043	0.043
												0.113		0.046	0.043	
標準密度 (t/m)		2.25	2.15	2.15		2.30	2.30		2.35	2.35		2.35	2.35	2.30	2.15	2.15

- (注) 1. 脱色アスファルト舗装の仕様については、監督員の承認を受けること。  
 2. 密粒度ギャップアスコン(ゴム入り)の添加材はアスファルト量の8%である。  
 3. 粗粒度アスコンの石粉量上段は砕石、中段は砂利使用の場合である。  
 4. アスファルト安定処理の上段は砕石、中段は〇〇産以外の砂利、下段は〇〇産の砂利、砕石使用の場合である。  
 5. 上記数字については標準値であり、配合上標準値からおおきく異なる場合は監督員と協議すること。

イ 再生合材

	再生混合物	混入率(%)	区分	備考
	密粒度アスコン	50	車道	
	粗粒度アスコン	50	車道	
	アスファルト安定処理	50	車道	
	細粒度アスコン	50	歩道	

アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目	旧アスファルト含有量 %	旧アスファルトの針入度 (25 ) 1/10mm	洗い試験で 失われる量%
規格値	3.8以上	20以上	5以下

- (4) 再生骨材(コンクリート廃材)  
再生骨材使用箇所及び粒径は下記による。

工種	使用箇所	再生骨材粒径

上記材料については、セメントコンクリート再生骨材を使用することとし下記仕様書によるものとする。  
ただし、これより難しい場合は、工事監督員と協議のこと。

- ア 一般

- 1 コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。  
確認の頻度は、製造施設毎に年2回以上とする。  
移動式破砕機による現場内或いは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とする  
コンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。
- 2 コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。
- 3 本特記仕様書で規定する以外については、「農業土木工事共通仕様書」等の各種関連要領によるものとする。

- イ 路盤用材料

- 1 コンクリート再生骨材による路盤材料は、表 - 1 に示す品質規格と凍上試験に合格するものとするもので、  
監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。

表 - 1 コンクリート再生骨材による路盤材料の品質規格

規格項目	試験方法	アスファルト舗装用 下層路盤及び歩道路盤	コンクリート舗装用	
			下層路盤	上層路盤
修正CBR	舗装試験法便覧 (最大乾燥密度の95%)	30%以上	20%以上	45%以上
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	
安定性損失量	JIS A 1122	報告	報告	
75µmふるい 通過量	5mm以下について 付2-4 骨材洗い試験による	15%以下	15%以下	

(注1) すりへり減量試験において、材質分類はJIS A 5001により、試験方法はJIS A 1121による。

(注2) 凍上試験は、道路土工・排水工指針の資料 - 10 土の試験方法  
または日本道路公団規格の土の凍上試験方法(JIS 112)による。

- 2 コンクリート再生骨材による路盤材料は、細長いあるいは扁平な石片、ごみ、泥、内装材、木片及び  
有機物などの有害量含んではならない。

3 コンクリート再生骨材による路盤材料範囲は、表 - 2 を標準とする。

表 - 2 コンクリート再生骨材による路盤材料の粒度

区 分	ふるい目 呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)					
		53mm	37.5mm	31.5mm	13.2mm	13.2mm	600 μ m
アスファルト舗装用 (下層路盤・歩道路盤)	RC - 40mm級	100	70 ~ 100	-	25 ~ 80	10 ~ 45	5 ~ 30
コンクリート舗装用 (上・下層路盤)	RC - 30mm級	-	100	70 ~ 100	35 ~ 80	15 ~ 45	5 ~ 30
	RC - 40mm級	100	70 ~ 100	-	25 ~ 80	10 ~ 45	5 ~ 30

ウ 凍上抑制層

1 凍上抑制層材料

- (1) コンクリート再生骨材による凍上試験材料は、次に示す品質規格と凍上試験に合格するもので、監督員の承諾を得た材料を使用する。
- (2) 80mm以下の材料とし、全量について75 μ mふるいを通過するものが、4.75mmふるいを通過するものに対し、15%以下でなければならない。また、ごみ、泥、内装材、木片及び有機物などを含んではならない。粒度範囲は、表 - 3 を標準とする。

表 - 3 コンクリート再生骨材による凍上抑制層粗粒材料の粒度

ふるい目 呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)			
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
80mm級	100	70 ~ 100	-	20 ~ 65
40mm級	-	100	70 ~ 100	20 ~ 65

(注1) 凍上試験は、道路土工・排水工指針の資料 - 10 土の試験方法  
または日本道路公団規格の土の凍上試験方法 (JIS 112) による。

エ 基礎及び裏込め用材料

- 1 コンクリート再生骨材による基礎及び裏込め材料は、呼称80mm級以下のもので4.75mmふるいを通過するものが20 ~ 65%の割合で混合した物を標準とする。



(5) 客土

客土として使用する土壌は、あらかじめ土壌検査を行い、一定の品質のものを使うこと。  
客土の品質基準は下表を標準とする。

項目	基準
土性	砂壤土、壤土、埴壤土
粒径分布	粘土含有量 3%以上
	シルト含有量 0～45%
	砂含有量 30～85%
	礫(径2～20mm) 50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	$10^{-3}$ cm/sec以上
有効水分	$80 \frac{\mu\text{g}}{\text{m}^3}$ 以上
土壌酸度	pH5.5～7.0
腐植含有量	3%以上
塩基置換容量	6me/100g以上
りん酸吸収係数	1,500mg/100g以下
その他	植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。



(6) 植樹保険の加入について

樹木及び地被植物(生芝等)については、工事完了後市が引渡しを受けた日から1年間植樹保険の対象となっているので、あらかじめ当該保険に加入すること。成果品に保険証書をつけること。



(7) 枯損樹木の植えかえについて

植栽樹木等が、工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上に主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。)となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植えかえるものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、切損、倒木した場合は、この限りでない。植えかえ時期については監督員と協議するものとする。

この契約でいう樹木及び地被植物は本設計書の本工事に計上されている種類とする。

### 3. 施工条件(共通)

(1) 公衆安全上必要な施工条件

ア 公害対策関係(工事公害防止のための制限)

特定建設作業に伴って発生する振動、騒音の規制について下記の基準によるものとする。

(ア) 騒音の規制に関する基準(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号))

規制種別	地域の 区分	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	バックホウ
		くい抜機				アスファルトプラント	トラクター・ショベル ブルドーザ
基準値		85dB					
作業時間		午後7時～午前7時の時間内でないこと					
		午後10時～午前6時の時間内でないこと					
1日当たり 作業時間		10時間/日を越えないこと					
		14時間/日を越えないこと					
作業期間		連続6日間を越えないこと					
		連続6日間を越えないこと					
作業日		日曜日その他の休日でないこと					

(注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の境界線での値

2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、一日の作業時間を 欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

(イ) 振動規制法の特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する規準(振動規制法施行規則)

規制種別	地域の区分	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	バックホウ
		くい抜機				アスファルトプラント	トラクター・ショベル ブルドーザ
基準値		75dB					
作業時間		午後7時～午前7時の時間内でないこと					
		午後10時～午前6時の時間内でないこと					
1日当たり 作業時間		10時間/日を越えないこと					
		14時間/日を越えないこと					
作業期間		連続6日間を越えないこと					
		連続6日間を越えないこと					
作業日		日曜日その他の休日でないこと					

(注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の境界線での値

2. 75dBを越える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1日の作業時間を 欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

備考

1. 地域の区分 は、 の地域は市街化区域、 の区域は 以外(市街化区域以外)とする。

## ウ 建設副産物関係

(ア) 建設副産物等の運搬路の選定にあたっては、下記の事項に留意し「施工計画書」に指定処理場への運搬経路を記載することとする。

通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。

必要に応じ往路、復路を別経路にする。

できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。

急な縦断勾配や急カーブの多い道路は避ける。

(イ) 建設副産物等の搬出による公道等の粉じん、路面汚損防止の措置を行うこととする。なお、路面汚損が生じた場合は速やかに清掃を行うこととする。

(ウ) 現場で発生する汚泥については、一次及び二次処理をして中園最終処分場に運搬すること。なお、現地状況により発生するため、受入費・運搬費は、設計変更で精算する。(着工前に監督員と十分協議し承認を得ること)

(エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写しを施工計画書に添付すること。

(キ) 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。  
また、下表の近隣施設一覧を参考とすること。

コンクリート廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地	産業廃棄物処分業許可証番号	トラックスケール 設備の有無	固定移動
		TEL	許可期間		
1	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	第5020004844号 H15年7月22日～H20年7月21日	有	固定式
2	前田道路(株)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	第5020006048号 H17年1月25日～H22年1月24日	有	固定式
3	コンスA.M.G(株)	上川郡鷹栖町12線2号1605 0166-87-2528	第0120038418号 H18年3月21日～H23年3月20日	有	固定式
4	(株)北新興業	旭川市末広8条9丁目5291-1 0166-52-7253	第0140019962号 H16年7月6日～H21年7月5日	有	固定式
5	(株)安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525	第5020007222号 H15年8月18日～H20年8月17日	有	固定式
6	真興建設(株)	旭川市東旭川町桜岡100 0166-36-1732	第5020031583号 H17年7月4日～H22年7月3日	有	固定式
7	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401-1 0166-62-5800	第5020019225号 H16年9月28日～H21年9月27日	有	固定式
8	道北建設副産物 リサイクル協同組合	旭川市神居町富岡458 0166-63-2554	第5020034644号 H17年10月16日～H22年10月15日	有	固定式
9	美瑛川砂利砕石販 売協業組合	上川郡美瑛町字宇莫別781 0166-92-4533	第0120055743号 H15年9月3日～H20年9月2日	有	固定式
10	(有)綱島重機	旭川市東旭川町米原290-10 0166-36-2648	第5020067419号 H17年2月24日～H22年2月23日	有	固定式
11	(株)メック大雪	旭川市東旭川旭正80 0166-33-5053	第5020007263号 H14年9月4日～H19年9月3日	有	固定式

アスファルト廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地	産業廃棄物処分業許可証番号
		TEL	許可期間
1	道路工業(株)	上川郡愛別町金富107-1 01658-6-5836	第0120017984号 H14年5月1日～H19年4月30日
2	旭川合材(株)	上川郡当麻町442 0166-84-2299	第0120019735号 H16年6月17日～H21年6月16日
3	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	第5020004844号 H15年7月22日～H20年7月21日
4	前田道路(株)	旭川市東鷹栖東3条2丁目 0166-57-5180	第5020006048号 H17年1月25日～H22年1月24日
5	(株)NIPPOコーポレーション	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700	第5020000220号 H15年8月5日～H20年8月4日
6	花本建設(株)	上川郡東川町南町1丁目 0166-82-2433	第0120006379号 H16年6月28日～H21年6月27日
7	道路建設(株)	上川郡美瑛町下宇莫別5 0166-92-1616	第0120006386号 H15年8月26日～H20年8月25日
8	コンスA.M.G(株)	上川郡鷹栖町12線2号1605 0166-87-2528	第0120038418号 H18年3月21日～H23年3月20日
9	美瑛川砂利砕石販 売協業組合	上川郡美瑛町字宇莫別781 0166-92-4533	第0120055743号 H15年9月3日～H20年9月2日

抜根・スキ取物中間処理施設

番号	会社名	会社所在地	中間処理施設所在地	産業廃棄物処理業許可番号	一般廃棄物処理業許可番号	トラックスケール 設備の有無
		TEL	TEL	許可期間	許可期間	
1	CONS.A.M.G(株)	旭川市東鷹栖1条4丁目	上川郡鷹栖町12線2号1605	第0120038418号	鷹衛指令第91号(鷹栖町)	有
		0166-87-5280	0166-87-2528	H18年3月21日～ H20年3月20日	H18年7月24日～ H20年7月23日	
2	(株)久保組	上川郡当麻町字園別2区	上川郡当麻町2884番	第0140033569号	愛別町外3町塵芥処理組合第18-3号	有
		0166-84-2773	0166-84-2773	H17年9月13日～ H22年9月12日	H18年12月1日～ H20年11月30日	
3	(株)安井組	旭川市東光14条1丁目3番6号	旭川市神居町共栄170番地	第5020007222号	旭環対指令第180145号	有
		0166-31-5111	0166-69-5133	H15年8月18日～ H20年8月17日	H18年11月6日～ H20年11月5日	
4	(株)八鍬組	旭川市台場2条2丁目4番16号	旭川市西神楽南16号364	第5040046017号	旭環対指令第180011号	有
		0166-61-4649	0166-75-5366	H14年2月12日～ H19年2月11日	H18年4月1日～ H20年3月31日	
5	花本建設(株)	旭川市7条通15丁目右6号	上川郡東川町東9号南9	第0120006379号	東川町	有
		0166-26-2451	0166-82-2021	H16年6月28日～ H21年6月27日	H18年4月1日～H20 年3月31日	
6	(株)アンピニエンテ丸大	旭川市神居町共栄493	旭川市神居町共栄493	第5020006077号	旭環対指令第170047号	有
		0166-63-1511	0166-63-1511	H18年6月25日～ H23年6月24日	H17年9月19日～ H19年9月18日	
7	(株)旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター (抜根物のみ)	旭川市6条通9丁目46	旭川市江丹別町共和280	第5040082260号	なし	有
		0166-23-1792	0166-63-4153	H15年12月22日～ H20年12月21日	なし	

産業廃棄物最終処分場

番号	会社名	処分場所在地	産業廃棄物処理業許可番号	受け入れ品目	処分場形式	備考
		TEL	許可期間			
1	(株)旭川市振興公社 旭川廃棄物処理センター	旭川市江丹別町共和279	第5040082260号	ブ・ゴ・金・陶・ガ れき・木・紙	安定型 管理型	旭川市以外は受け入れない
		0166-63-4153	H19年1月22日～H24年1月21日			
2	(株)北新興業	上川郡鷹栖町2890-35他	第0130019962号	ブ・ゴ・金・陶・ガ がれき	安定型	安定型
		0166-52-7253	H16年7月6日～H21年7月5日			
3	名須川商事(株)	旭川市春光台5条8丁目	第5030040180号	ブ・ゴ・金・陶・ガ	安定型	安定型
		0166-53-3489	H18年6月17日～H23年6月16日			
4	(株)八鍬組	旭川市西神楽南16号342,343	第5040046017号	ブ・ゴ・金・陶・ガ がれき	安定型	安定型
		0166-75-5366	H19年1月22日～H24年1月21日			
5	日東砂利工業(株)	上川郡東川町東1216	第0140007221号	ブ・ゴ・金・陶・ガ	安定型	安定型
		0166-82-2019	H15年7月29日～H20年7月28日			
6	(株)大川原産業	上川郡当麻町3018	第0130048149号	ブ・ゴ・金・陶・ガ	安定型	安定型
		0166-22-6763	H14年6月18日～H19年6月17日			
7	(株)イサミ	旭川市東旭川町米原	第5030020659号	ブ・ゴ・金・陶・ガ がれき	安定型	安定型
		0166-36-1483	H16年8月2日～H21年8月1日			
8	(株)測上組	旭川市神居町台場412番	第5030043099号	ブ・ゴ・金・陶・ガ がれき	安定型	安定型
		0166-62-3874	H13年10月29日～H18年10月28日			

残土受け入れ施設

1	(株)アンピニエンテ丸大	旭川市神居町共栄493
		0166-63-1511
2	コンストラクタカス(株)	上川郡鷹栖町7線15号132-29
		0166-87-2528
3	(株)安井組	旭川市神居町共栄170番地
		0166-69-5133

(ク) 産業廃棄物を仮置きする場合は、保管立看板を設置すること。

産業廃棄物の掲示看板

保管立看板の寸法及び記載事項

施設 の 名 称	産業廃棄物保管施設
保 管 す る 産 業 廃 棄 物 の 名 称	金属くず、廃プラスチック類、 木くず、廃油
管 理 者 名	産業 (株) 担当者
連 絡 先	-
保 管 高 さ の 上 限	金属くず m、木くず m 廃プラスチック類 m
保 管 数 量 の 上 限	金属くず m <sup>3</sup> 廃プラスチック類 m <sup>3</sup> 木くず m <sup>3</sup> 廃油 m <sup>3</sup>
許 可 の 種 類	産業廃棄物処理業
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 番 号	第 号

↑  
100cm以上  
↓

← 120cm以上 →

保管する産業廃棄物の名称の欄には、木くず、金属くず等の法に規定された名称にて記載することを原則とするが、保管している物が混合物である場合は、具体的な名称を記載して差し支えない。

保管高さの欄には、屋外で容器を用いずに産業廃棄物の保管を行う場合のみ記載すること。

複数の保管場所を設置する場合には、保管場所毎の保管高さを記載すること。

複数の種類の産業廃棄物の保管を行う場合は、保管上限の欄には、産業廃棄物の種類ごとに上限を記載すること。

産業廃棄物処理業者にあつては、所得している許可の種類、許可年月日、許可番号についても記載すること。

文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。

産業廃棄物とならない土砂等の掲示看板

保管立看板の寸法及び記載事項 単位:cm

建設副産物の一時保管場所				↑ 20	↑ 100 ↓
保管目的				↓ ↑ 20	
建設副産物の種類	建設発生土、コンくず、アスガラ			↓ ↑ 20	
保管の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			↓ ↑ 20	
責任者	旭川市長	連絡先	農政部農林整備課 電話 25-7459	↓ ↑ 20	
← 50 →   ← 50 →   ← 25 →   ← 75 →					
← 200 →					

(ケ) その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。

なお、施工時に発生する二次製品の切り端及び後片付けで発生する塵芥等の処理方法を、施工計画書に明記すること。

したがって、工事完了時には写真を添付の上、処理報告を行うこと。

## 4 施工条件(選択)

(1) 本工事を施工するための条件

- ア 本工事における下記工種及び工種の数量は概略により積算されているため、設計変更により精算することとする。  
本工事費内訳書の摘要欄に概と記入されているものが、概略設計により算出されたものである。なお、現場状況等により変更する場合があるので、着工前に監督員と十分に協議し、承認を得ること。

概略設計による数量算出工種

- イ 工事の完成に当たって提出する完成写真は、位置図、工事標識、着工前・完成写真(日付入)、建設業の許可票の他、主たる工種の写真(10枚程度)を添付の上、( )部作成し提出すること。

- ウ 家屋の事前・事後調査

工事施工に伴う騒音、振動、地下水の変動等により近隣家屋に影響を及ぼす恐れがあるので、工事箇所近辺から家屋等(別添図示の範囲 軒)について事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとし、調査家屋数が変われば別途協議する。

調査内容及び報告書は次のとおりとするが、詳細については監督員と協議するものとする。

(ア) 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリートたたき、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるように資料を作成するものとする。

(イ) 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表(住所、所有者、構造等)、家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに3部提出するものとする。

(ウ) その他

詳細については、北海道用地対策連絡協議会で定める標準仕様書に準じ、別途、協議するものとする。

エ 建設発生材等処理に係わる施工条件

(建設リサイクル法に係る対象建設工事について)

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化を実施すること。

(イ) 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。

分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。

また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。

(ウ) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、下表のとおり再資源化すること。

任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設の状況により、下表によりがたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について工事監督員と協議のこと。

項目	特定建設資材廃棄物			
	任意選定箇所(発生土)	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(その他)
運搬数量	m <sup>3</sup>	t	t	0 t
再資源化施設名又は受入先		-----	-----	-----
住所		-----	-----	-----
運搬距離	Km	Km	Km	Km
電話番号		-----	-----	-----
		-----	-----	-----
受入期間		-----	-----	-----
受入条件		30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬	

特定建設資材区分	
コンクリート	
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	

(エ) 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

(オ) 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、すみやかにマニフェストA、B2、D及びE票の写しを監督員に提出すること。また、残土については、管理表の写しを提出すること。

(カ) 建設発生土・抜根・すき取り物の搬出先は任意箇所であるが他市町村に搬出する場合は監督員と協議し旭川市環境部産業廃棄物処理課へ申請書を提出すること。

(2) 安全対策関係

(ア) 当該工事は 

<input type="checkbox"/> 幅員減少
<input type="checkbox"/> 片側通行止め
<input type="checkbox"/> 全面通行止め

 とする。

(イ) 安全施設類は、監督員と打合せの上、工事着手前に設置することとする。  
[安全施設類]

工事標識板	1,100×1,400	排水路工事等は起終点に各1枚 造園工事等は1枚とする。
お知らせ表示板	1,100×1,400	排水路工事等は起終点に各1枚 造園工事等は1枚とする。
工事箇所予告表示板 その他の表示板	工事区域より50～500mの間に各3枚	

(ウ) 工事箇所予告表示板等の設置位置図を施工計画書につけること。

(エ) 工事期間中は、安全施設類の点検管理を行い、特に作業区域内での車両、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するように配慮することとする。

(オ) 工事の施工時は現場条件に応じて又は警察等第三者との協議に基づき 

<input type="checkbox"/> 防護施設等
<input type="checkbox"/> 排水路工事に伴う道路標識等
<input type="checkbox"/> 交通整理員

を、農業土木工事共通仕様書の交通安全管理規準により、車両、歩行者及び自転車の通行に支障を及ぼさないよう十分注意して、見やすい位置に設置するものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議することとする。

(カ) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その結果を毎月1回報告書にして提出すること。なお、状況写真等も添付すること。

(3) 的確な施工(工程)を確保するために必要な施工条件

ア 工程関係

- (ア) 本工事の施工に当たり、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- (イ) ( )地先の仮道敷地借地期間は平成 年 月 日まで( 日間)となっているので、期日までに撤去し監督員の確認を得ること。
- (ウ) 本工事の期間は全体工期を( )日間(平成 年 月 日まで)としているが、平成 年 月 日までは余裕期間とし、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、設計、準備等はこの限りではない。
- (エ) 本工事の期間は全体工期を( )日間(平成 年 月 日まで)とし実工事期間は平成 年 月 日～平成 年 月 日とする。また、平成 年 月 日までは余裕期間とし資材の搬入、仮設物の設置等工事を着手してもよい。
- (オ) 工期は、雨天・休日等を見込み、( )日間(平成 年 月 日まで)とする。なお、1週当たりの労働時間は40時間とし、土曜日・日曜日は休日とする。また、その他の休日は祝日・夏期休暇及び年末年始休暇等とする。
- (カ) 本工事箇所のうちSP ~ SP の間に一部用地の未処理部分があり、平成 年 月 日までに処理する予定であるが、期日までに処理ができず工事の進捗に支障がある場合は、別途協議する。
- (キ) 公示用設計図に示す( )について
  - 旭川開建道路事務所
  - 旭川土木現業所
  - ( )に  使用許可  施工許可

を申請中であり、平成 年 月 日以降施工できる予定である。

イ 工事用道路

- (ア) 工事に伴う道路使用協議、通行規制については平成 年 月 日付けで協議済みであるが、これにより難しい場合 又は施工中何らかの問題が生じたときは、別途協議すること。
- (イ) 工事材料等の搬入は、施工計画書により定めた搬入路を使用すること。

(4) 的確な施工(品質)を確保するために必要な施工条件

(ア) 現場締固め密度試験の試験回数及び試験位置を施工計画書に明記し、試験は明記している位置で行い、個々の位置において合格判定を行うこと。

(イ) 以下のレ点で示す項目において段階確認を行うこととする。

丁張り設置時

構造物鉄筋工完了時

舗装取壊厚確認時

路床仕上げ完了時

構造物型枠完了時

コンクリート取壊寸法確認時

路盤工完了時

構造物コンクリート打設前

植樹本数の確認

舗装工施工前

コンクリート埋戻強度確認時

排水工床仕上げ完了時

コンクリート設計基準強度確認時

排水工基礎工完了時

構造物埋戻前

その他必要な事項について監督員と協議すること。

(5) 工事支障物件等

(ア) 当該工事における支障物件の現在判明しているものは下表のとおりである。

支障物件の内容や移設時期等が変更になった場合は、別途協議すること。

支 障 物 件	占 用 者 ( 管 理 者 )	物 件 位 置	占 用 協 議
ケーブル 北電柱	北海道電力	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中 済 ・ 協議中
ケーブル 電話柱	N T T	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中 済 ・ 協議中
消火栓 上水道	旭川市水道局	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中 済 ・ 協議中
下水道	旭川市水道局	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中
ガス	旭川ガス	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中
信号機	旭川中央警察署 旭川東警察署	SP. ~ SP.	済 ・ 協議中
有線		SP. ~ SP.	済 ・ 協議中



(イ) 工事着工前に「北電送電課(32 - 1826)」と打合せを行い、その内容(様式 - 18)を施工計画書に明記すること。



(ウ) 下記の物件は、本工事と並行して施工を行う事が協議済みであるので、関係機関と十分打合せをして施工に当たることとする。

支 障 物 件	占 用 者 ( 管 理 者 )	物 件 位 置
ケーブル 北 電 柱	北海道電力	SP. ~ SP.
ケーブル 電 話 柱	N T T	SP. ~ SP.
消 火 栓 上 水 道	旭 川 市 水 道 局	SP. ~ SP.
下 水 道	旭 川 市 水 道 局	SP. ~ SP.
ガ ス	旭 川 ガ ス	SP. ~ SP.
信 号 機	旭川中央警察署 旭川東警察署	SP. ~ SP.
有 線		SP. ~ SP.

## 5.交通誘導員について

- 1 本工事においては( )名の配置を予定しているが配置場所については、監督員と協議するものとする。
- 2 警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。
- 3 交通誘導員の員数は交通誘導員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。
- 4 交通誘導業務は警備業法に規定される「認定」業者が行うことを原則とする。
- 5 施工計画書に警備会社との契約書(写し)を添付し、工事成果品として警備日報(写し)を編纂すること。
- 6 交通誘導員の誘導状況写真として誘導員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。
- 7 請負人は所管警察署に提出する道路占用許可書申請図(安全施設配置図)に交通誘導員の配置箇所を記入すること。
- 8 請負人は当該現場に配置される誘導員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。
- 9 現場代理人は交通誘導員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交替を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。
- 10 計上日数については、概数として取り扱わない。(適正な安全費を積算し、施工条件明示を行うために算定したものであり、請負者側の自主施工を妨げるものではないため。)ただし、流用土量、法面積等の数量に変更が生じた場合、これと連動する交通誘導員の計上日数が変更となるときには、監督員と協議の上、設計変更することができる。

## 交通誘導員の有資格者資格要件、配置について

- 1 本工事は現道に係わる工事現場であるため、交通誘導員は原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する下表～に示す資格要件を満足する者を配置すること。

資 格	資 格 要 件	確 認 資 料	
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書の交付を受けている者。	警備員指導教育責任者資格者証(写し)	
	警備業法における指定講習を終了した者。	公安委員会指定講習終了証明書(写し)	
	警備業法における基本教育及び業務別教育を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年以上ある者。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)(写し)	

### 2 配置内容

一現場に1人以上の専門的な知識及び技能を有する警備員等の配置をすること。

### 3 提出書類

配置予定者全員の合格書、資格者書の写しの提出  
 元請業者との契約書の写し(当初と積算)  
 警備業務報告書(日報)の写し  
 交通誘導員配置時間集計表(様式-18)  
 交通誘導員配置集計表(様式-19)

## 6.その他

現場代理人は社員証を必ず携帯すること

石綿障害予防規則に基づき、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、解体等の作業における防護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について発注者と協議の上、設計変更する。また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても契約書の関係条項に基づき適切に変更する。

北海道循環資源促進税(以下循環税という)について

- ・ 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処分場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合には、循環税が課税されるので適正に処理すること。

## 7.工事現場説明書

### 工事関係書類の作成

労働者災害補償保険関係成立証明書、工事工程表、現場代理人及び主任技術者等指定通知書、経歴書、下請負人選定通知書、施工体制台帳の写し、建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)(様式-11)、施工体系図は、遅滞なく工事監督員に提出すること。

### 施工計画書

施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員に提出して承諾を得ること。  
なお、地下埋設物位置及び支障物件打ち合わせを各関係機関と速やかに行なうこと。

### 交通事故と労働災害の防止

工事施工にあたり、特記仕様書及び農業土木工事共通仕様書を熟読のうえ、交通事故と労災の防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに適正な処置をし、文書で報告すること。

### 下請業者の選定

工事の施工においては、建設業法に規定する下請契約を遵守し、できる限り地元建設業者の選定に努め、当該工事の施工の確保に努めること。

### 季節労働者等の雇用

工事の施工においては、職業安定機関と密接に連携して、季節労働者等の雇用拡大に努めること。

### 建退共等の加入及び証紙の交付について

建設業退職金共済または中小企業退職金組合の掛金収納届は工事に先立ち速やかに契約課に提出すること。また、証紙の交付は、就労者の申し出により、就労場所で即時交付できるように考慮し、現場事務所等に証紙交付場所の表示を行なうこと。

### 道産資材の使用

本工事は、地域産業経済の活性化を図るため、地元資材・製品、道産資材・製品を優先的に使用し、資材等の入手にあっては地元の流通機構を通じるものとする。

### 火災の予防について

溶接機、ヒーター類、溶剤系塗装、可燃性工事用資材等については、整備点検、室内換気、消火器の設置など火災予防に適切な措置を講ずること。また工事の養生等に使用する工事用シートは防災性能を有するものを使用すること。

### その他

1)

---

---

---

---

様式-1

# 工 事 旬 報

主任 監督員	監督員

工事名 \_\_\_\_\_

請負会社名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 印

月 日	曜 日	予定	実施		
		計画施工内容	計画どおり 実施済	変更実施内容	天候

監督員指示・確認事項

---

---

---

---

様式-2

# 工事月報 ( 月分 )

主任 監督員	監督員

提出年月日                      平成   年   月   日

工事名 \_\_\_\_\_ 請負会社名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 印

工種又は細目	進捗率		備 考
	計画%	実施%	
工事全体			
記事欄			

注: 設計変更があった場合は二段書きとするものとし、変更前を上段の( )内に記載するものとする

## 工 事 施 工 協 議 簿

[ 指示・承諾・協議・確認 ]

工 事 名		工事監督員	総括監督員	主任監督員	監 督 員
		署 名			
業 者 名		役 職 名	/	現場代理人	主任技術者等
		署 名	/		
協 議 年 月 日	平 成 年 月 日				
協 議 事 項	記載者	内 容			
合 意 事 項					
協 議 簿 最 終 取 交 し 日	平 成 年 月 日	協 議 簿 通 し 番 号	NO .		

## 地域住民対策チェックシート

### 様式-4

工事名 \_\_\_\_\_

請負業者 \_\_\_\_\_

工事箇所 \_\_\_\_\_

確認書 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

項 目	備 考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
道路 使用 関係	1. 通行者の交通安全対策はよいか	誘導者の配置など																															
	2. 工事中車両による交通障害はないか	路上駐車など																															
	3. 工事中車両のタイヤの洗浄はよいか																																
	4. 現場周辺の清掃はよいか																																
	5. 道路の使用許可はよいか	警察署、15～30日前																															
	6. ラッシュ時の施工状況は適切か																																
公 衆 安 全	1. 仮囲い及び安全施設はよいか	バリケード、赤ランプ、工事標識など																															
	2. 飛来落下物の恐れはないか	固定状況、ネット、シート、朝顔など																															
	3. 現場の出入口の安全確保はよいか	誘導者またはガードマンの配置																															
騒 音 ・ 振 動 係	1. 特定建設作業の届出はよいか	旭川市環境部、作業開始の7日前																															
	2. 低騒音機械を使用しているか																																
	3. 騒音、振動作業の近隣への周知はよいか	作業の実施時間など																															
	4. 作業時間帯を守っているか																																
	5. 機械の設置位置はよいか	コンプレッサなど																															
作 業 内 容 の 周 知	1. 作業所の窓口責任者を周知させているか																																
	2. 苦情の対応はよいか	苦情処理簿など																															
	3. 作業内容の説明を行っているか	作業日程のお知らせなど																															
	4. 作業時間の延長の時の措置はよいか																																
	5. 現場内の規律の確保はよいか	作業員に対する日常の指導など																															
	6. 近隣とのコミュニケーションはよいか	定期的な訪問、意見交換など																															
	7. 建物の損傷の時の措置は速やかに行われているか																																
	8. 井戸水の枯渇対策はよいか																																
	9. 現場内の火災予防対策はよいか	溶接の火花に対する措置																															
	10. 現場終了後のあいさつはよいか																																
	11. 工事現場の整理整頓はされているか																																
	12. 仮設トイレなどの確認はされているか																																

良 =                      可 =                      不可 = x

#### (1) 工事中の対策

工事中は、近隣対策担当者が常に近隣を巡回し、地域とコミュニケーションを密にすることが大切である。ちょっとした気配りが住民との融和に有効である。地域住民対策チェックシートを「表」に示すので、毎月1回提出のこと。

説明会での約束事項、その他現場で約束したことは厳守すること。  
住民との挨拶に心掛けること。  
苦情が予想される工事を行う場合は事前に知らせること。

一般歩行者、子供など第三者に対する交通安全に配慮すること。  
建設物、構造物などを損傷したときは、すみやかに挨拶し、補修を早くすること。  
作業所内に公害防止体制を定め苦情窓口を決めておくこと  
ア. 苦情担当者氏名、電話番号を住民に知らせておくこと。  
イ. 工事記録とともに公害(苦情)日誌を書くこと。  
ウ. 苦情の対応は丁寧であること。  
エ. 苦情に対する処理は素早く行うこと。

## 地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書

様式 - 5

道路工事に伴い、下記の請負人が地下埋設物の確認及び支障物件移設の打合せに出向きますので宜しくお取り計らいをお願いします。

旭川市農林整備課

1.工事名	工事							
2.工事箇所								
3.監督員氏名	課		係					
4.請負人	印							
5.現場代理人	調査出向者						印	
6.工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日							
管理者 確認事項	ガス管 (旭川ガス株)	電話ケーブル (NTT旭川支店)	NTT柱 (NTT旭川支店)	電気ケーブル (北海道電力株)	北電柱 (北海道電力株)	旭川市水道局 (事業部)	旭川市水道局 (事業部)	有線放送柱
確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
指示者氏名								
連絡先								
確 認 内 容								
確認印	印	印	印	印	印	印	印	印

境界杭地先立会簿

工事名:                      工事 請負業者:                      現場代理人:                      工期:平成 年 月 日~平成 年 月 日

住 所 地 番	所 有 者	地先確認者 (自 筆)	杭 の 場 所		杭の 有無	既 設 杭 の 処 置 方 法		備 考  (立会日時、杭の処置方法等記入)
			竣功図 記載番号	測 点				
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	

### 境界杭地先立会簿 (記入例)

工事名: \_\_\_\_\_ 工事 請負業者: \_\_\_\_\_ 現場代理人: \_\_\_\_\_ 工期:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

住 所 地 番	所 有 者	地先確認者 (自 筆)	杭 の 場 所		杭の 有無	既 設 杭 の 処 置 方 法		備 考  (立会日時、杭の処置方法等記入)
			竣功図 記載番号	測 点		切下	切上 その他	
神居 条 丁目 - 番地 ~ - 番地			1	SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	H12.5.1 試掘のうえ未確認
神居 条 丁目 - 番地 ~ -1 番地			2	SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	H12.5.10 <small>(有りの場合は、処置月日、処置立会人を記載)</small>
神居 条 丁目 - 番地 ~ -2 番地			3	SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	<small>(不在地主の場合、電話で確認を求める。現場での立会が無理な場合は代理(隣接地主等)の立会が出来ないのか確認する。)</small>
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	
				SP . 右 . 左	有 無	切下 I'N' 管保護	切上 その他	

様式-7

# 段 階 確 認 願

主任 監督員	監督員

提出年月日                      平成   年   月   日

工事名 \_\_\_\_\_

請負会社名                      \_\_\_\_\_

現場代理人名                      \_\_\_\_\_ 印

段 階 確 認 事 項			施工予定時期	確認箇所等
工 種	細 別	確 認 項 目		
記事欄				

注1: 設計変更等により、変更が生じた場合や協議の結果必要が生じた場合はその都度提出するものとする。

注2: 詳細な時期、施工箇所については、別途協議を行うものとする。



# 排出ガス対策建設機械を使用できない理由書

平成 年 月 日

(工事監督員) 様

(請負業者)

印

工 事 名			
現場代理人名	印		
機 械 名		規 格	
<p>当該工事で使用できない理由</p> <p>(例) 自社持機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため</p>			
<p>今後の使用方針</p> <p>(例) 資金調達が出来しだい、排出ガス浄化装置を装着する予定(1年後を予定)</p>			
機 械 名		規 格	
<p>当該工事で使用できない理由</p> <p>(例) 自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため</p>			
<p>今後の使用方針</p> <p>(例) 自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加されしだい、装着する予定</p>			

## 使用機械一覧

機 種	規 格	台数	使 用 工 種	排出ガス対策	その他
			(記入例) 土砂掘削 岩盤掘削 法面整形 路盤工締固め	(記入例) 排対 浄化装置付 非排対	

施工体制台帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	
----------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担当 工事内容	担当 工事内容	

- (記入要領) 1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式第1号・甲)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。  
 2 上記は、自社に関して記載しますが、発注者との請負契約書や下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写を添付することにより記載を省略できる。また、右側の(下請負人に関する事項)においても、下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書を添付することにより記載を省略できる。ただし、別添契約書のとおりと記載する。  
 3 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。  
 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
 5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。  
 資格を証するものの写し 自社従業員である証明書の写し(従業員証、健康保険証など)

(下請負人に関する事項)

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 ( - - )		
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
	資格内容
	担当 工事内容

(主任技術者、専門技術者の記入要領)

- 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
 複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)  
 経験年数による場合  
 1) 大学卒「指定学科」 3年以上の実務経験  
 2) 高校卒「指定学科」 5年以上の実務経験  
 3) その他 10年以上の実務経験  
 資格等による場合  
 1) 建設業法「技術検定合格証明書」  
 2) 建築士法「建築士免許証」  
 3) 技術士法「技術士登録証」  
 4) 電気工事士法「電気工事士免状」  
 5) 電気事業法「電気主任技術者免状」  
 6) 消防法「消防設備士免状」  
 7) 職業能力開発促進法「技能検定合格証書」

**建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)**  
(再下請負通知書様式)

直近上位の  
注文者名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 殿  
(所長名)

【報告下請負業者】  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

元請名称	TEL _____ FAX _____ 会 社 名 _____ 代 表 者 名 _____
------	--

(自社に関する事項)

工事名称 及び 工事内容		注文者と の契約日	_____年 月 日
工 期	自 _____年 月 日 至 _____年 月 日		

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 _____ 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 _____ 年 月 日

監督員名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇 用 管 理 責 任 者 名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

- (記入要領) 1 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 2 再下請負契約がある場合は(再下請負契約関係)欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(金額を明示したもの)の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、(再下請負関係)欄をコピーして使用する。  
契約書、注文書・請書等 下請基本契約書
- 3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- 4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

(再下請負関係) 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号	〒 _____ ( - - )		
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 _____年 月 日 至 _____年 月 日	契 約 日	_____年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 _____ 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 _____ 年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名
安全衛生推進者名
雇用管理責任者名
専 門 技 術 者 名
資 格 内 容
担 当 工 事 内 容

(主任技術者、専門技術者の記入要領)

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに 印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。

- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)  
経験年数による場合  
1) 大学卒「指定学科」 3年以上の実務経験  
2) 高校卒「指定学科」 5年以上の実務経験  
3) その他 10年以上の実務経験  
資格等による場合  
1) 建設業法「技術検定」  
2) 建築士法「建築士試験」  
3) 技術士法「技術士試験」  
4) 電気工事士法「電気工事士試験」  
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」  
6) 消防法「消防設備士試験」  
7) 職業能力開発促進法「技能検定」

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

会長	総括安全衛生責任者
----	-----------

元方安全衛生管理者

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

書記

副会長	
-----	--

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工期	年月日~年月日	

### 「建退共」共済証紙配布状況調査表

「元請用」

様式13

工事名							
工事場所				工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
請負金額	円		請負業者名				
共済証紙購入金額	円		1日券	枚	10日券	枚	
不足により買い足した金額	円		1日券	枚	10日券	枚	
以前に受注した工事での共済証紙残枚数			1日券	枚	10日券	枚	
元請作業員に配布した共済証紙枚数			1日券	枚	10日券	枚	
下請業者に配布した共済証紙枚数			1日券	枚	10日券	枚	
元請作業員配布者名	配 布 者 住 所				1日券(枚)	10日券(枚)	
合計枚数					枚	枚	
残枚数					枚	枚	

**「建退共」共済証紙配布状況調査表**

「下請用」

様式14

工 事 名							
工 事 場 所			工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
請 負 金 額	A・B・C・D		円	下 請 負 業 者 名			
元請業者から受領した共済証紙枚数	1 日 券	枚	1 0 日 券	枚			
下請作業員に配布した共済証紙枚数	1 日 券	枚	1 0 日 券	枚			
再下請業者に配布した共済証紙枚数	1 日 券	枚	1 0 日 券	枚			
下請作業員配布者名	配 布 者 住 所			1日券(枚)	10日券(枚)		
合 計 枚 数				枚	枚		
残 枚 数				枚	枚		

# 「建退共」共済証紙配布状況調査表

「再下請用」

様式15

工 事 名							
工 事 場 所			工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
請 負 金 額	A・B・C・D		円	再下請負業者名			
下請業者から受領した共済証紙枚数	1 日 券	枚	1 0 日 券	枚			
再下請作業員に配布した共済証紙枚数	1 日 券	枚	1 0 日 券	枚			
下請作業員配布者名	配 布 者 住 所			1日券(枚)	10日券(枚)		
合 計 枚 数				枚	枚		
残 枚 数				枚	枚		

## 休日作業の承認願

届出年月日 平成 年 月 日

旭川市農政部農林整備課

総括監督員	技術職員	様
主任監督員	技術職員	様
監督員	技術職員	様

請負者 会社名

### 工事名

---

平成 年 月 日( ) ~ 月 日( )に下記の作業を行いたく承認願います。

(重点監督事項 印)

		重点監督事項

- 51 -

### 緊急連絡体制

旭川市対応者

総括監督員  
 技術吏員  
 自宅

主任監督員  
 技術吏員  
 自宅

監督員  
 技術吏員  
 自宅

本社 事務所  
 連絡者氏名  
 自宅

現場代理人  
 氏 名  
 自宅

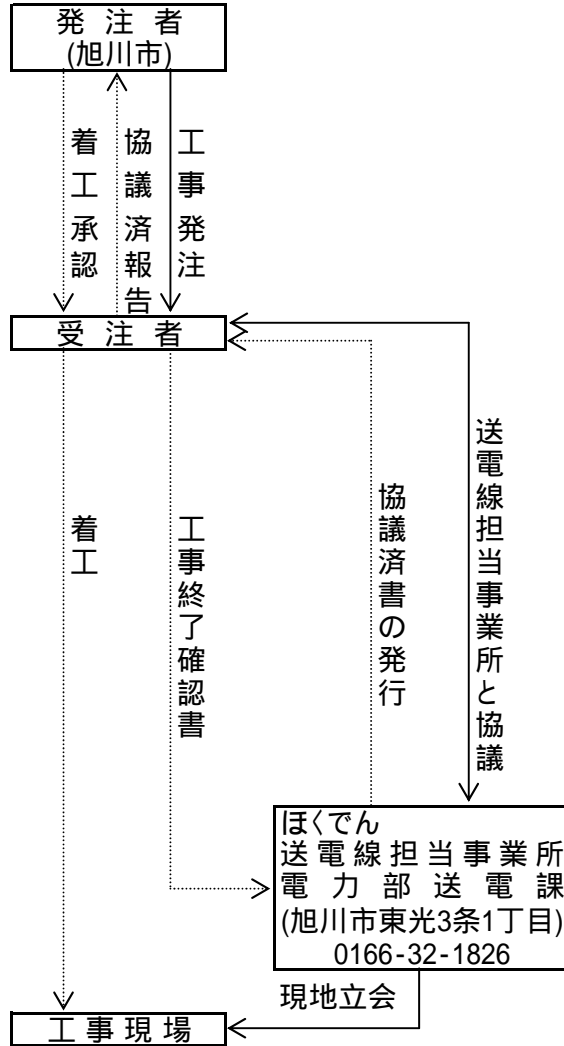
主任技術者  
 氏 名  
 自宅

### 承認条件

承認年月日                      平成 年 月 日

様式 - 17

「ほくでん」送電線に関わる協議



送電線付近工事協議済書	
ほくでん 旭川支店 電力部 送電課 <span style="float: right;">印</span>	
月日	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
場所	
協議担当者	施工会社
協 議 内 容	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
工 事 終 了 確 認 書	
平成 年 月 日 送電線付近作業終了しました。	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>施工会社</span> <span>担当印</span> </div>	





# 交通誘導員配置集計表( / )

様式-19

平成 年 月 日

工事名		監督員	
請負業者		元請負額	円
警備会社		全体工期	/ ~ /
誘導員氏名	住 所	日数	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
小計			人

交通誘導員配置集計表( / )

	誘導員氏名	住 所	日数
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
	小計		人
	合計		人

## < 参考資料 >

### (1) 植生工について

#### 植生条件

(1) 本工事の植生工は、下記の条件を想定し選定している。

条件	施工場所	測点
土質		砂質土(細粒土量40%)
レキ含有量		15%
土壌硬度		2.0mm
クラック間隔		-
有機含有量		4%
土壌酸度(PH)		5.0(KCL)
リン酸吸収力		1000/土砂100g中
可溶性アルミナ		10mg/土砂100g中
置換性石灰		0.10%
有効窒素		1mg/土砂100g中
有効リン酸		1mg/土砂100g中
有効カリ		1mg/土砂100g中
勾配		
斜面の方向		
施工完了予定		
植生工法		

- (2) 請負人は、現場での土質・土壌試験、気象データ及び実施行程により、植生工施工前に上記条件を確認すること。
- (3) 請負人は、上記条件確認後、別紙「植生工法適応条件表」と比較し、当初設計の植生工法により施工適期に施工可能であれば、植生工の配合設計について、工事監督員の承諾を受け、施工すること。  
 なお、施工適期を定めるにあたっては、近傍の気象観測地データ(平均値)と現地の外気温を比較し検討のこと。
- (4) 請負人は、上記条件確認後、当初設計の植生工法が現場施工条件に適応できない場合は、工法の検討及び施工の可否について、工事監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 種子散布工

	腐植酸種子吹付工	有機材種子吹付工
	標準配合範囲(100㎡当り)	標準配合範囲(100㎡当り)
種子:ケンタッキーブルーグラス	0.09kg以上	0.09kg以上
種子:クリーピングレッドフェスク	0.27kg以上	0.27kg以上
種子:トールフェスク	0.98kg以上	0.98kg以上
高度化成肥料	3~12kg	3~12kg
リン酸肥料	1~12kg	1~12kg
養生材	14~20kg	14~20kg
土壤改良材A(有機含有量30%以上)	7~12kg	7~12kg
土壤改良材B(ピートモスA級)若しくは(木質土壤改良材)	ピートモスA級200%以上 木質土壤改良材100kg以上	ピートモスA級600%以上 木質土壤改良材300kg以上
粘着材(粉末)若しくは(液体)	粉末0.14~0.2kg 液体5.6~8kg	粉末0.14~0.2kg 液体5.6~8kg
窒素質肥料(緩効性)	2~8kg	2~8kg
厚さ管理用プレート10×10cm	-	0.1枚(最低3枚)

種子、肥料などの配合は法面の土壌、土質によって下記を目標に配合し、工事監督員の承諾を得るものとする。

高度化成肥料は窒素、リン酸、カリの有効成分がともに10%以上で合計40%以上のものを使用すること。

リン酸肥料は土壌条件によって、別に定める有効リン酸量を満足するよう配合する。

窒素質肥料(緩効性)は年間窒素要求量の不足分を配合する。

養生材、粘着材は現場の気象環境を考慮して使用量を配合する。

土壤改良材Bは木質土壤改良材を基本とすること。

### 目標配合

土壤酸度(pH-KCl)	4.0~6.5
土壤酸度(pH-H2O)	4.5~7.0
施工完了時リン酸吸収力	深さ5cmの土壌を700mg以下/土砂100g中に矯正すること。
有機含有量	深さ2cmにおける有機含有量を腐植酸種子吹付工は4.0%以上、有機材種子吹付工は4.0%以上とすること。
有効窒素	3.0g以上/㎡/1月当たり 生育期間の内施工年60日分は高度化成肥料により、その後120日分は緩効性肥料により配合する
有効リン酸	3.0g以上/㎡/1月当たり 生育期間の内施工年60日分はリン酸質肥料により配合すること
有効カリ	1.5g以上/㎡/1月当たり 生育期間の内施工年60日分は高度化成肥料により配合すること

種子散布工(植生基材吹付工土砂系)

	植生基材吹付工(土砂系)3cm 標準配合範囲(100m当り)	植生基材吹付工(土砂系)5cm 標準配合範囲(100m当り)
種子:ケンタッキーフルークラス	0.2kg以上	0.09kg以上
種子:グリーンクレットフェスク	0.5kg以上	0.27kg以上
種子:トールフェスク	2.0kg以上	0.98kg以上
高度化成肥料	3~12kg	3~12kg
リン酸肥料	1~12kg	1~12kg
養生材	42~60kg	14~20kg
土壌改良材A(有機含有量30%以上)	17~24kg	7~12kg
土壌改良材B(ピートモスA級)若しくは (木質土壌改良材)	ピートモスA級1200kg以上 木質土壌改良材600kg以上	ピートモスA級600kg以上 木質土壌改良材300kg以上
粘着材(粉末)若しくは(液体)	粉末2.1~3.0kg 液体16.8~24kg	粉末0.14~0.2kg 液体5.6~8kg
窒素質肥料(緩効性)	2~8kg	2~8kg
ラス金網亜鉛メッキ 2.050×50mm 重ね合わせは10cm以上とする。 (スパーサー1個/mを含む)	100㎡	100㎡
メインアッカーピンSR235 16 L=400+50mm 又はSD295 16 L=400+50mm	30本	30本
サブアッカーピンSR235 9 L=200+30mm 又はSD295 10 L=200+30mm	150本	150本

種子、肥料などの配合は法面の土壌土質によって下記を目標に配合し、工事監督員の承諾を得るものとする  
 高度化成肥料は窒素、リン酸、カリの有効成分がともに10%以上で合計40%以上のものを使用すること。  
 リン酸肥料は土壌条件によって、別に定める有効リン酸量を満足するよう配合する。  
 窒素質肥料(緩効性)は年間窒素要求量の不足分を配合する。  
 養生材、粘着材は現場の気象環境を考慮して使用量を配合する。  
 土壌改良材Bは木質土壌改良材を基本とすること。

目標配合

土壌酸度(pH-KCl)	4.0~6.5
土壌酸度(pH-H2O)	4.5~7.0
施工完了時リン酸吸収力	深さ5cmの土壌を700mg以下/土砂100g中に矯正すること。
有機含有量	植生基材吹付工の土砂系での生育基盤層の有機含有量は8.0%以上とすること。
有効窒素	3.0g以上/m <sup>2</sup> /1月当たり 生育期間の内施工年60日分は高度化成肥料により、その後120日分は緩効性肥料により配合する
有効リン酸	3.0g以上/m <sup>2</sup> /1月当たり 生育期間の内施工年60日分はリン酸質肥料により配合すること
有効カリ	1.5g以上/m <sup>2</sup> /1月当たり 生育期間の内施工年60日分は高度化成肥料により配合すること

客土として使用する土壌は、あらかじめ土壌調査を行い、一定の品質のものを使用すること。  
 客土の品質基準は下表を標準とする。

項目	基準
土性	砂壤土、壤土、植壤土
粒径分布	粘土含量 0~25% シルト含量 0~45% 砂含量 30~85% れき(径2~20mm)50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	10-3/sec以上
有効水分	80kg/m <sup>3</sup> 以上
土壌酸度	PH 5.5~7.0
有機含有量	3%以上
塩基置換容量	6me/100g以上
リン酸吸収係数	1500mg/100g以下
その他	植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。

植生基材吹付工(有機質系 1/3)

	植生基材吹付工(有機質系)3cm	植生基材吹付工(有機質系)5cm	植生基材吹付工(有機質系)8cm
	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)
	基盤材1種類のみ	基盤材1種類のみ	基盤材1種類のみ
種子:ケンタッキーブルグラス	0.2kg以上	0.3kg以上	0.5kg以上
種子:クレーピングレッドフェスク	0.5kg以上	0.9kg以上	1.4kg以上
種子:トルフェスク	2.0kg以上	3.3kg以上	5.2kg以上
高度化成肥料	18kg以上	30kg以上	48kg以上
育成基盤材(ブレンド品)	6000 $\frac{1}{2}$ %以上	10000 $\frac{1}{2}$ %以上	16000 $\frac{1}{2}$ %以上
育成基盤材(ピートモス)	-	-	-
接合剤(高分子系樹脂)粉末若しくは液体	粉末3.0kg以上 液体12kg以上	粉末5.0kg以上 液体20kg以上	粉末8.0kg以上 液体32kg以上
接合剤(普通ポルトランドセメント)	-	-	-
育成基盤材参考商品	グリーンキープ、キノソイル、SGソイル2号、キャトルバン、NRGスーパー、フォトレスト2号、GSC2号、ファイバーソイルW、ソウケンソイルA、等		
ラス金網亜鉛メッキ 2.050×50mm 重ね合わせは10cm以上とする。 (スパー1個/m <sup>2</sup> を含む)	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
メインアンカーピンSR235 16 L=400+50mm 又はSD295 16 L=400+50mm	30本	30本	30本
サブアンカーピンSR235 9 L=200+30mm 又はSD295 10 L=200+30mm	150本	150本	150本

植生基材吹付工(有機質系 2/3)

	植生基材吹付工(有機質系)3cm	植生基材吹付工(有機質系)5cm	植生基材吹付工(有機質系)8cm
	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)
	基盤材2種類組合せ	基盤材2種類のみ	基盤材2種類のみ
種子:ケンタッキーブルグラス	0.2kg以上	0.3kg以上	0.5kg以上
種子:クリーピングレッドフェスク	0.5kg以上	0.9kg以上	1.4kg以上
種子:トルフェスク	2.0kg以上	3.3kg以上	5.2kg以上
高度化成肥料	育成基盤材に含む	育成基盤材に含む	育成基盤材に含む
育成基盤材(ブレンド品)	2310%以上	3850%以上	6610%以上
育成基盤材(ピートモス)	3690%以上	6150%以上	9840%以上
接合剤	育成基盤材に含む	育成基盤材に含む	育成基盤材に含む
育成基盤材参考商品	ソイルファクターS、プラントパック		
ラス金網亜鉛メッキ 2.0 50×50mm 重ね合わせは10cm以上とする。 (スパーサー1個/m <sup>2</sup> を含む)	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
メインアンカーピンSR235 16 L=400+50mm 又はSD295 16 L=400+50mm	30本	30本	30本
サブアンカーピンSR235 9 L=200+30mm 又はSD295 10 L=200+30mm	150本	150本	150本

植生基材吹付工(有機質系 3/3)

	植生基材吹付工(有機質系)3cm	植生基材吹付工(有機質系)5cm	植生基材吹付工(有機質系)8cm
	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)	標準配合範囲(100m <sup>2</sup> 当り)
	基盤材2種類のみ	基盤材2種類のみ	基盤材2種類のみ
種子:ケンタッキーブルグラス	0.2kg以上	0.3kg以上	0.5kg以上
種子:クレーピングレッドフェスク	0.5kg以上	0.9kg以上	1.4kg以上
種子:トルフェスク	2.0kg以上	3.3kg以上	5.2kg以上
高度化成肥料	18kg以上	30本kg以上	48kg以上
育成基盤材(ブレンド品)	3000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上	5000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上	8000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上
育成基盤材(ピートモス)	3000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上	5000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上	8000 $\frac{kg}{m^2}$ 以上
接合剤	240kg	400kg	640kg
育成基盤材参考商品	ハイミックス1号、ジオグリーン等		
ラス金網亜鉛メッキ 2.0 50×50mm 重ね合わせは10cm以上とする。 (スパーサー1個/m <sup>2</sup> を含む)	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
メインアンカーピンSR235 16 L=400+50mm 又はSD295 16 L=400+50mm	30本	30本	30本
サブアンカーピンSR235 9 L=200+30mm 又はSD295 10 L=200+30mm	150本	150本	150本